

ラジオアイソトープを用いた諸検査

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成30年3月5日 厚生労働省告示第43号）

告示	通知
<p>通則</p> <p>区分番号D292及びD293に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号D294に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。</p>	